

63	第7章 市民生活 及び地域経済の 安定の確保 第2節 初動期 第2項 所要 の対応 42ページ	<p>本案には、「(2)生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け市は、県とともに、市民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資)の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。」が記載されている。</p> <p>しかしながら、 「(2)・・・国民等及び事業者への呼び掛け」より 「(2)・・・市民等への呼び掛け」のほうが適切ではないか?</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
64	第4章 ワクチン 第1節 準備期 第2項 所要の対応 (1) ワクチンの流通に係 る体制の整備	<p>本案には、以下が記載されている。「市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県及び保健所、入間地区医師会等の関係者と協議し、以下について体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の医療機関等の在庫状況等を迅速に把握する方法 ・県との連携の方法及び役割分担」 <p>しかしながら、先ずは 「ワクチンの流通体制や供給方法等について、適宜、国等から情報収集する。」 が先ではないか?</p> <p>また、「市内の医療機関等」が大量の新型インフルエンザワクチンの在庫を抱えているとは考えられない。</p> <p>従って、 「市は、県等と連携し、市内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法等、市内においてワクチンを円滑に流通させる体制を整備する。」としてはどうか?</p>	<p>ワクチンの流通や供給方法については、国及び県の方針を踏まえて対応することが前提となります。</p> <p>そのため、本計画では円滑に接種を実施するための基本的な体制整備の方向性を示しており、具体的な運用に当たりましては、必要な情報収集を行いつつ適切に対応します。</p>
65	36ページ 第5章 保健	<p>本案では、 「第2節 準備期」となっている。 「第1節 準備期」とすべきである。</p>	<p>ご指摘の箇所は誤記です。 計画案の文言については修正します。</p>
66	第4節 新型 インフルエンザ等対 策実施上の留意事項 9ページ	<p>「(8)感染症拡大時のデジタル技術の活用(診療・相談・陽性者の登録・薬の処方等)」が記載されている。</p> <p>しかしながら、DXはシステムや機器の寿命が短く維持費・開発費・システム改良費用などがかなり高額になる。</p> <p>従って、国や県の費用の場合は問題が少ないが、万一、市に費用負担が発生する場合は事前に充分市民の理解を得た上で取り込む必要がある。</p>	<p>デジタル技術の活用に当たりましては、費用対効果や必要性を十分に踏まえながら進めることが重要であると認識しています。</p> <p>そのため、今後の具体的な事業の検討及び実施に際しましては、社会情勢や技術の進展を注視しつつ、市として必要に応じて柔軟かつ適切に対応します。</p>

67	29ページ 第3章 まん延防止 第1節 準備期 第2項 所要の対応 第3節 対応期 第2項 所要の対応	第1節 準備期 第2項 所要の対応「市主催イベント等の中止等にかかる判断基準の策定」を追加する。 例えば、 「・市主催イベント等の実施又は中止等の判断基準を策定し、関係機関で情報共有する。」 第3節 対応期 第2項 所要の対応 「市主催イベント等の中止」を追加する。 例えば、 「・市は、事前に定めた基準に基づき、市主催イベント等を中止する。」	市主催イベント等の実施可否については、感染症の特性や市における発生状況、国・県の方針等を総合的に踏まえ、市民の安全確保を最優先に、市として適切に判断することが重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
68	19ページ ○入間市新型インフルエンザ等対策本部	「市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うように要請する。県はこれに応じるものとする。」と記載されている。 しかしながら、特措法第36条第1項に基づき、以下のように変えてはどうか？ 「市対策本部は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うように要請するものとする。」	本計画は、特措法及び政府行動計画、埼玉県行動計画との整合を図りながら整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
69	21ページ 19ページ	本案21ページには以下が記載されている。 「(2) 緊急事態措置への対応について 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する」 しかしながら、 19ページ 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条及び入間市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長として市対策本部を設置する。」と重複しているので、21ページの記載を削除する。	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
70	46ページ～ 用語集	「病原性」を用語集に加える。	用語集については、計画本文における用語の使用状況等を踏まえて整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

71	全体	第3部は第1章から第7章まで、全て第1節 準備期 第2節 初動期 第3節 対応期の構成であり、わかりづらい。従って、ヘッダーを設け、章題を記載する。	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
72	第3章 まん延防止 第1節 準備期 27ページ	「イ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。」が記載されている。しかしながら、もう少し詳しく記載したほうがいい。例えば、「イ 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、人との接触を避ける取組（時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等）を勧奨する。」	基本的な感染対策については、発生する感染症の特性や国・県の方針等に応じて迅速かつ適切に周知することが重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
73	33ページ 第4章 ワクチン 第1節 準備期 第2項 所要の対応 (3) 接種体制の構築 ウ 住民接種	具体的に欠けているので実効性が疑問である。以下のようにしたらどうか？ 「市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。 (a) 接種対象者数 (b) 人員体制の確保 (c) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 (d) 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定 (e) 接種に必要な資材等の確保 (f) 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築 (g) 接種に関する住民への周知方法の策定 」	住民接種の実施に当たりましては、接種対象者、会場、人員、資材、周知方法等を含めた総合的な体制整備を行うことが重要であると認識しています。 そのため、本計画では円滑な接種に向けた基本的な方向性を示しており、具体的な運用については、国・県の方針や発生した感染症の特性を踏まえながら整理します。
74	第4章 ワクチン 第1節 準備期 第2項 所要の対応 (5) DXの推進 33ページ	本案には、以下が記載されている。 「市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。」 具体的に欠けているので実効性が疑問である。以下のようにしたらどうか？ 「(ア) 市は、スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの 予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、	予防接種事務におけるデジタル技術の活用については、国のシステム基盤や標準化の動向を踏まえながら対応することが重要であると認識しています。 そのため、具体的なシステムの導入や運用につきましては、国や埼玉県の方針等を注視しつつ、必要に応じて柔軟かつ適切に対応します。

		<p>マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化や標準化の取組に協調します。</p> <p>(イ) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。</p> <p>(ウ) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。」</p>	
75	<p>33ページ 第4章 ワクチン 第1節 準備期 第2項 所要の対応 (3) 接種体制の構築 ウ 住民接種</p>	<p>高齢者施策での接種準備が心許ない。以下を追加したらどうか？</p> <p>「市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市は県と連携し、これらの者への接種体制を検討します。」</p>	<p>ワクチンの接種に当たりましては、高齢者や障害のある方などへのきめ細やかな対応を行うことが重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
76	<p>14,15ページ 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組 第1節 市行動計画等の実効性確保</p>	<p>本案にはEBPMの考え方に基づく施策の推進の記載が欠けている。例えば、下記を追加する。</p> <p>「EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく施策の推進</p> <p>市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、施策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて施策を実施します。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要です。」</p>	<p>感染症対策に当たりましては、科学的知見や各種データを踏まえながら、効果的かつ適切に対応することが重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
77	<p>第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保 第3節 対応期 43ページ</p>	<p>本案には、下記施策が欠落している。追加してはどうか？</p> <p>○ 保育の支援</p> <p>市は、保育施設等が閉鎖された際、入所している子の保護者が、社会機能維持に関わる仕事(警察、医療、ライフラインに関する業務等)に勤務している場合やその他の事情により家庭保育ができない場合は、指定した市立保育所における緊急保育を検討する。</p>	<p>感染症発生時における保育機能の確保は重要な課題であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>

78	6ページ 7ページ	本案6,7ページでは、対応期に関して 対応期1、対応期2、対応期3、対応期4、と名付けたのにも関わらず、その名称を第3部では、全く使用していない。何故か？	第2部では対策全体の基本的な考え方を整理するため対応期を区分して示しています。 一方で、第3部では市における実務上の分かりやすさを重視し、準備期、初動期、対応期の3区分で整理しています。
79	第7章 市民生活 及び地域経済の安定 の確保 第3節 対応期 43ページ	本案には、下記施策が欠落している。追加してはどうか？ ○ごみの排出抑制周知 市は、流行規模が拡大し、ごみ回収や処理の維持が困難となった場合には、市民及び事業者に対してごみ排出抑制を協力要請することを事前に周知する。	感染症危機時においても廃棄物処理体制の維持は重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
80	46ページ～ 用語集	用語集に「咳エチケット」を追加し、 説明として以下を記載する。 「① 周囲の人から1m以上離れる。② マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、顔をそらせる。③ 使用したティッシュは密封して捨てる。④ 抑えた手はただちに洗う。⑤ 咳をしている人にマスク着用を勧める。」	用語集については、計画本文における用語の使用状況等を踏まえて整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
81	33,34ページ 第4章 ワクチン 第2節 初動期 第2項 所要の対応	本案には、下記施策が欠落している。追加してはどうか？ ○感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する。	ワクチン接種の実施に当たりましては、関係法令を踏まえた適切な廃棄物処理が重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
82	34ページ 第4章 ワクチン 第3節 対応期 第2項 所要 の対応	本案には、下記施策が欠落している。追加してはどうか？ ○市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示板等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。	ワクチンの接種会場における感染対策は重要であり、接種に当たりまして不適当な状態にある方への周知も必要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
83	33,34ページ 第4章 ワクチン 第2節 初動期 第2項 所要の対応	本案には、下記施策が欠落している。追加してはどうか？ ○感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する。	ワクチンの接種の実施に当たりましては、関係法令を遵守し、感染性廃棄物等の適切な処理を安全に行うことが不可欠であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

84	33,34ページ 第4章 ワクチン 第2節 初動期 第2項 所要の対応	<p>本案には、下記施策が欠落している。追加してはどうか？</p> <p>○実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定することで、適切な連携体制を確保する。</p>	<p>接種会場における安全確保のため、副反応発生時の対応体制を整備することは重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
85	33,34ページ 第4章 ワクチン 第2節 初動期 第2項 所要の対応	<p>本案には、下記施策が欠落している。追加してはどうか？</p> <p>○接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。</p>	<p>接種会場における救急対応の備えは重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
86	16,17ページ 第1章 実施体制 第1節 準備期	<p>本案「第1項 目的」には、</p> <p>「研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。」と記載されている。</p> <p>しかしながら、「第2項 所要の対応」の「(4) 国及び地方公共団体等の連携の強化」には『定期的な会議の開催等』の記載がない。</p> <p>従って、『定期的な会議の開催等』を、「第2項 所要の対応」の「(4) 国及び地方公共団体等の連携の強化」に定める。</p>	<p>関係機関との連携強化に当たっては、定期的な情報共有や協議の場を設けることが重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
87	32ページ 第4章 ワクチン 第1節 準備期 第1項 目的 第2項 所要の対応	<p>「第1項 目的」には、「県が実施する埼玉版FEMA等の訓練を行う。」と記載されている。</p> <p>しかしながら、「第2項 所要の対応」にはその記載はない。追加が必要では？</p>	<p>訓練の実施は、接種体制の実効性を高める上で重要であると認識しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
88	34ページ 第4章 ワクチン 第3節 対応期	<p>第4章 ワクチン 第3節 対応期 「第1項 目的」</p> <p>市は、県の支援を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき迅速な接種を進める。また、県が市の接種体制を補完する。」</p> <p>「目的」が「県が市の接種体制を補完する。」ことであるのは、文章としておかしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>

89	34ページ 第4章 ワクチン 第3節 対応期 第2項 所要の対応	<p>本案には、以下が記載されている。</p> <p>「(1) ワクチンや接種に必要な資材の供給ワクチン等の流通体制の構築 県は、国の要請を踏まえ、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。」</p> <p>しかしながら、心許ないので以下のようにしてはどうか？</p> <p>「(1) ワクチンや接種に必要な資材の供給</p> <p>(ア) 市は、国及び県の方針に基づき、ワクチン等を円滑に流通できるよう体制を構築する。</p> <p>(イ) 市は、国及び県からの要請を受けて、ワクチン等の流通、需要量及び供給状況を把握するものとし、接種開始後は ワクチン等の割り当て量の調整を行う。</p> <p>(ウ) 市は、国及び県からの要請を受けて、ワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。」</p>	<p>ワクチン等の供給については、国及び県の方針を踏まえ、市として必要な連携・協力を行うことが重要であると認識しています。</p> <p>具体的な役割分担や運用については、実際の接種の実施に向けて整理します。</p>
90	46ページ～ 用語集	<p>用語集に「ワクチン等」を追加する。</p> <p>用語集に「国民等」を追加する。</p>	<p>用語集については、計画本文における用語の使用状況等を踏まえて整理しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
91	26ページ 「第3節 対応期 第2項 所要の対応 (1) 基本的方針 イ 双方向のコミュニケーションの実施	<p>「第3節 対応期 第2項 所要の対応 (1) 基本的方針 イ 双方向のコミュニケーションの実施 (a)(b)(c)」の記載内容は、</p> <p>「第2節 初動期 第2項 所要の対応 (2)双方向のコミュニケーションの実施 ア、イ、ウ」の記載内容と全く同一である（しかし、読まないと同ーかどうか分からない）。</p> <p>従って、「第3節 対応期 第2項 所要の対応 (1) 基本的方針イ 双方向のコミュニケーションの実施」の内容を下記にする。「初動期に引き続き、双方向のコミュニケーションを実施する。」</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
92	9ページ 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	<p>本案には、以下が記載されている。</p> <p>「(8) 感染症拡大時のデジタル技術の活用(診療・相談・陽性者の登録・薬の処方等)</p> <p>感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。特に、感染症拡大時において、・・・あらゆるケースにおいてデジタル技術を積極的に活用する。」</p> <p>しかしながら、以下の発生に備えなくてはならない。</p>	<p>デジタル技術の活用には、システム障害や通信障害等への備えを講じることが重要であると認識しています。</p> <p>本計画ではDX推進の方向性を示しており、実際の運用においては、代替手段の確保を含めた体制整備に努めてまいります。</p>

		<p>①停電</p> <p>②システム統合や改修による不具合、ヒューマンエラー、アクセスの集中や容量不足、通信インフラの障害、ハードウェアの経年劣化などによるシステム障害</p> <p>③セキュリティの脆弱性を狙ったサイバー攻撃、システムへの不正アクセスやマルウェアの感染などによるシステム障害</p> <p>すなわち、上記発生の場合に備え、バックアップ体制が必要であるが、その記載が見当たらない。</p>	
93	<p>16ページ</p> <p>第3部 新型インフルエンザ 等対策の各対策項目 の考え方及び取組</p> <p>第1章 実施体制</p> <p>第1節 準備期</p>	<p>本案「第1項 目的」には、以下が記載されている。</p> <p>「新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、・・・そのため、市は、「入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議」・・・及び</p> <p>「入間市新型インフルエンザ等対策会議」・・・を通じて、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに・・・」</p> <p>しかしながら、</p> <p>「入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議」「入間市新型インフルエンザ等対策会議」は、「目的」にある文言「あらかじめ」から、上記会議は「準備期」に設置されてなくてはならないが、「第1節準備期」第2項以降には両会議ともその記載はない。</p> <p>不明確であり、「第1節 準備期」は見直しが不可欠である。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
94	<p>第4章 ワクチン</p> <p>第3節 対応期</p> <p>34ページ</p>	<p>「第1項 目的」には、下記が記載されている。</p> <p>「・・・また、県が市の接種体制を補完する。」しかしながら、第2項以降その旨の記載はない。</p> <p>さらに、「県が市の接種体制を補完する」は目的ではなく、手段である。従って、見直しが必要である。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>
95	<p>第1章 新型 インフルエンザ等対 策の目的及び 実施 に関する基本的な考 え方等</p> <p>第3節 市行動計画の改定概 要</p> <p>7ページ</p>	<p>7ページには、</p> <p>「(3)対策項目の充実</p> <p>これまでの6項目から、政府行動計画及び県行動計画の内容のうち市の役割に関する事項を抽出し、7項目に整理することで、記載の充実を図る。」と記載されている。</p> <p>しかしながら、「整理」「抽出」と「充実」という語句が同居しており理解しにくいので例えば、下記のようにしたらどうか？</p> <p>「(3)対策項目の充実</p> <p>これまでの6項目から、政府行動計画及び県行動計画の内容13項目のうち市の役割に関する事項を抽出し、7項目に整理することで、記載の充実を図る。」</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。</p>

96	全体	例えば、寝屋川市のように、 『新型インフルエンザ等対策市町村行動計画チェックリスト』 を作成し、添付してはどうか？	チェックリストの作成は、計画の理解や進行管理に資する有効な方法の一つであると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
97	(2) 接種体制 ウ 住民接種 35ページ (c)	35ページには、 「(c) 接種に関する情報提供・共有」 「市は、市民等に対し、接種に関する情報を提供・共有する。」が記載されている。しかしながら、極めて具体性に欠ける。従って、例えば下記のようにする。 「(c)接種に関する情報提供・共有 ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国や県からの要請を受けて、国や県に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。 ② 市は、市民への接種勧奨については紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。 ③市は、接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。」	住民接種に関する情報提供については、対象者が接種機会を逸することのないよう、分かりやすく周知することが重要であると認識しています。 本計画では基本的な方向性を示しており、具体的な運用については、国・県の方針や実施時の状況を踏まえて適切に対応してまいります。
98	全体	次なる感染症危機がいつ訪れるか分からない中で、感染症危機が発生した際に、適切な対応を可能とするためには、 ①現状可能な体制構築 ②中長期的な取り組み の2つが同時に実施されでいなければならない。 しかしながら、本案ではその分離が出来ていないように思われるが、どうか？	本計画は、平時からの備えと感染症有事における対応の双方を見据えて整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
99	14ページ 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組	本案には、「新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持」の記載がない。例えば、以下を追加する。 「市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、本行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。」	平時から備えを継続し、関係機関や市民の危機意識を維持していくことは重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

100	第2章 情報提供 ・共有、リスクコミュニケーション 24ページ	24ページには、 「初動期以降においては、特に市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報について、迅速に市民に情報提供・共有する。」と記載されている。 しかしながら、 ①発熱外来は、発熱の原因が感染症のみではなく多様な疾患等から起こる身体症状の一つであることから呼称や対応が不適切である。 ②発熱外来があるため、ほかの要因による発熱でもかかりつけ医に行けず、また発熱を理由に他診療科で受診拒否されることが生じないようにすべきである。 ③さらに、熱がある場合には容体や原因に関係なく屋外などで待機させ、診察も屋外で行うなどもってのほかである。 ④また、「37.5℃が発熱である」という基準は、年齢や時間帯、活動などによって変化する体温を一律に当てはめるものであり、乱暴である。 発熱外来のありかたは再考すべきである。	医療提供体制に関する用語や運用は、国・県の方針や感染症の特性に応じて整理されるものと認識しています。 本計画では、市民の関心の高い医療提供体制に関する情報を迅速に提供する方向性を示しており、具体的な情報提供の内容については、実際の実施時の状況を踏まえて対応してまいります。
101	全体	計画期間が不明確である。	本計画は、特定の計画期間を定めて運用するものではなく、国や県の計画の見直しや感染症対策に関する知見の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものです。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
102	全体	入間市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の策定に当たり、入間市における新型インフルエンザの患者ピーク数が何人になった場合、医療体制のキャパシティを越えると想定していますか？	新型インフルエンザ等の被害規模は、病原体の特性や感染状況等により大きく異なるため、本計画において一律の数値を示すことは困難であると認識しています。 そのため、特定の被害想定を固定的に設定するのではなく、感染症の特性等を踏まえて柔軟に対応していく考え方を示しています。
103	44ページ エ 教育及び学びの継続に関する支援	新型コロナウイルス感染症の時は、市内小中学校においても約3年にわたり活動に制限がかかり多大な影響があった。今後は、安直なオンライン授業だけに頼らずに感染拡大防止を図りながら、教育活動や行事等について実施・参加できるような体制作りを努める必要があると考えるが、この点はどう考えているのか？	教育及び学びの継続に当たりましては、感染拡大防止と教育活動の両立を図ることが重要であると認識しています。 具体的な運用方針等については、教育委員会を始めとする関係機関と緊密に連携しながら検討してまいります。
104	全体	新型コロナウイルス感染症の時は感染拡大・収束と波が9波もあった。今後発生するかもしれない新型インフルエンザも同様に感染拡大・収束と波があると考えられる。 従って、適切な人員体制を確立するタイミング、あるいは各対策を切り替えるタイミングを図ることが非常に難しいことが容易に予想されるが、この点はどう考えているのか？ また、切り替える際の指標として何を考えているのか？	対策の切替えについては、病原体の特性、感染状況、医療提供体制への負荷、国及び県の方針等を総合的に勘案して判断することが重要であると認識しています。 そのため、本計画では、状況の推移に応じて柔軟かつ機動的に対策を切り替える考え方を示しています。

105	第1章 実施体制 20ページ	20ページには、 「(c) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。」と記載されているが、具体的な対策は示されていない。誰が何時までに対策を考えるのですか？	感染症対策に従事する職員の心身の健康確保は重要であると認識しています。 具体的な対応策については、庁内の体制整備や業務運営の工夫を通じて対応します。
106	第5節 新型インフルエンザ 等対策推進のための 役割分担 12ページ (7) 市民	「・・・また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。」と記載されている。 しかしながら、 地震災害とは異なり、流通は動いている。水道、電気や交通などのインフラも動いている。しかも、かなり長期化することが予想される。 ①何故備蓄が必要なのか？ 過度の備蓄はゴミを増やすだけである。 ②新型インフルエンザの発生に備えて(地震災害の備えの他に)、何をどれだけ備蓄すべきか、市民に示して欲しい。	感染症発生時には、外出を控える必要が生じる場合や、一時的に物資の供給が不安定となる場合も想定されることから、各家庭における一定程度の備えは重要であると認識しています。 具体的な備蓄内容については、市民に分かりやすい周知方法を検討します。
107	第6章 物資 40ページ 対応期	「第1項 目的」には、 「・・・、県及び市等は、国と連携した生産要請や・・・」が記載されている。 しかしながら、 「第2項 所要の対応」には生産要請に関する事項は見当たらない。 目的と対応が不一致であるがなぜか？	目的と対応の関係がより分かりやすくなるよう、必要に応じて記載の整理を検討します。
108	第2章 情報提供・共有、リ スクコミュニケーション 第2節 初動期 第2項 所要の対応 24ページ	「(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有」 「ア 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、・・・、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。」が記載されている。 「上記の情報」の上記とは、何を示しているのでしょうか？	指示語が多いと分かりにくくなるため、必要に応じて記載の整理を検討します。
109	第2章 情報提供・共有、リ スクコミュニケーション 第2節 初動期 第2項 所要の対応 24ページ	「ウ 市は、県の要請に基づき、Q&A等有益な情報を収集し、オンライン等を通じて提供するとともに、相談体制を構築する。」と記載されている。しかしながら、何故、「Q&A等有益な情報を収集し、オンライン等を通じて提供するとともに、相談体制を構築する」のに、「県の要請に基づ」かなければならないのですか？	当該記載は、県と連携した情報提供及び相談体制の構築を想定したものです。 より分かりやすい表現となるよう、必要に応じて記載の整理を検討します。

110	(3) 市行動計画の作成や体制整備・強化 17ページ	17ページには、「オ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行う。」が記載されている。 しかしながら、「オ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。」としないで、すなわち「職員等」(または行政官等)とせずに「医療従事者等」とした理由はなにか？	当該箇所は、感染症対策に関わる医療面の人材確保及び育成の観点から記載しているものです。 いただいたご意見のとおり、行政職員を含めた体制整備も重要であることから、必要に応じて記載の整理を検討します。
111	第3章 まん延防止 第1節 準備期 27,28ページ 第3節 対応期 イ 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等	「第1節 準備期」 「イ・・・自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う・・・」が記載されている。 しかしながら、「第3節 対応期」 「イ 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等」にはその記載、すなわち、「自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐこと、感染を広げないように不要不急の外出を控えること」の記載がないのはなぜか？	感染が疑われる場合の基本的な行動に関する周知は、準備期に限らず重要であると認識しています。 いただいたご意見の内容につきまして、必要に応じて記載の整理を検討します。
112	その他 対応期	感染者や発熱外来者が増え始め市民の不安の声に応じることが難しい状況となった場合、入間市医師会や武蔵臨床等と協力し、市民の感染の有無を確認するため、市の独自取り組みとして、例えば「PCR検査センター」のような簡易検査所を設置することも視野に入れて欲しい。	検査体制については、国・県の方針や保健所を始めとする関係機関との役割分担を踏まえて対応する必要があると認識しています。 ご提案いただいた市独自の取組については、その必要性や実効性等の含め、今後の参考とさせていただきます。
113	全体	本市は、政令市や中核市と異なり保健所機能を持っていないことから、感染者に係る情報は独自に把握することができない。この情報は保健所の業務に必要な情報であると同時に、市が、市民の生命・財産・暮らしを守る政策を進めることで、必要不可欠な情報でもある。さらに、本市は三次病院が存在しない。しかも、呼吸器科が存在するといえるのは二次病院の半数の4病院位であろう。 すなわち、市から積極的に情報収集しない限り、関係会議開催を待つだけでは最新情報は入りにくいのである。 情報収集のため(応援ではなく)、人を保健所に送り込むことなどを考える必要がある。この点はどのように考えていますか？	市が必要な情報を適時把握できるよう、県、保健所、医療機関等との連携強化は重要であると認識しています。 具体的な情報共有の方法については、関係機関と緊密に連携し、協議を重ねながら検討してまいります。
114	その他	新型コロナウイルス感染症が急速に拡大したこの3年間は、本市においても出生率が大幅に低下する状況にあった。今後のさらなる高齢化の進行に加え、こうした傾向が続くことで、少子化の進行がさらに懸念される。 従って新型インフルエンザ感染症が発生した際でも出生率が低下しな	少子化への影響を含め、感染症危機が社会全体に与える影響は大きいものと認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

		い方策を真剣に考えなくてはならない。この点についてはどう考えていますか？	
115	その他	①市の行動計画のうち関連するもの ②市条例のうち関連するもの ③関連する各種ガイドライン などの名称一覧表を添付するようにできないか？さらに、リンクを設けられないか？	関連資料の一覧化は、計画の理解を深めていただく上で有効であると認識しています。いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
116	第1章実施体制 第3節 対応期 第2項 所要の対応 本庁の組織 19ページ	入間市新型インフルエンザ等対策本部条例第3条の会議と本案19ページの入間市新型インフルエンザ等対策会議の関係が不明である。相違点は何か？	いただいたご指摘の趣旨を踏まえ、条例上の位置付けと本計画における会議体との関係性がより分かりやすくなるよう、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
117	第1章実施体制 第3節 対応期 第2項 所要の対応 本庁の組織 19ページ	本案の「入間市新型インフルエンザ等対策本部」には「委員構成：本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：消防署長・各部長」が記載されている。 一方、入間市新型インフルエンザ等対策本部条例第4条には「本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。」と定められている。前者の「各部長」の部と後者の「部」は同一なのか異なるのか不明確である？	ご指摘いただきましたとおり、同一の用語であっても文脈により意味が異なる場合などには、内容の分かりにくさが生じる恐れがあるため、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
118	第1章実施体制 第3節 対応期 第2項 所要の対応 本庁の組織 19ページ	本案の「入間市新型インフルエンザ等対策本部」には「委員構成：本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：消防署長・各部長」 また、「入間市新型インフルエンザ等対策会議」には「委員構成：議長：市長、副議長：副市長・教育長、構成員：各部長等」が記載されている。しかしながら、市長や副市長などが、罹患しない保証はない。従って、「職務の代理」を予め定める必要があるのではないか？	感染症有事においても市の意思決定が継続できる体制を整えることは重要であると認識しています。このような場合には、地方自治法において、市長・副市長が欠けたときの職務の代理について定められていますので、当該規定を用いて適切に対応します。また、市長、副市長以外の構成員が欠けた場合も、同様に、他の職員が職務を代理する体制ができていますので、特別にこの計画で定めることはいたしません。
119	第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第3節 対応期 第2項 所要の対応	例えば、以下のような記載が必要ではないか？ 「時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 【特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期】 平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、業所管課から、効果的に情報発信するとともに、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・	平時への移行に当たっては、市民に対し丁寧に情報提供や共有を行うことが重要であると認識しています。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、移行期における情報発信のあり方について、必要に応じて記載内容の整理を検討します。

		協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。」	
120	7ページ 8ページ 第4節 新型インフルエンザ 等対策実施上の留意 事項	「(1) 平時の備えの整理や拡充」とタイトルには記載されている。 しかしながら、本文には 「感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、 県と連携して『平時の備えの充実を進め』、訓練により迅速な初動体制 を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、DXの推進等を行 う。」と記載されている。 すなわち、「平時の備えの拡充」は記載されているが、「平時の備えの 整理」は記載されていない。 タイトルと内容が異なっている。なぜか？	いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて記載内容の整理を検討します。
121	第3章 市行動計画の実効性 を確保するための取 組 15ページ	タイトルが不適切である。下記のように変更してはどうか？ (3) 市行動計画 (3) 市行動計画 の見直し (4) 指定地方公共機関業務計画 (4) 指定地方公共機関業務計画 の見直し	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
122	29ページ	29ページには、以下が記載されている。 「ウ 事業者や学校等に対する要請 (a) 営業時間の変更や休業要請等 県は、必要に応じ、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要 があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要 請を行う。市は、市が設置する学校、保育所及び公共施設について、必 要に応じて利用制限や休止等の措置を講ずる。 (b) まん延の防止のための措置の要請 市は、県から要請を受けて、必要に応じ、まん延防止等重点措置や緊急 事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対す る検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必 要な措置を講ずる。」 ① (a)のタイトルのみ、要請等と「等」が付いているがその理由はな にか？ ② (a)において「措置を講ずる」から「等」であるならば、なぜ(b)のタ イトルには「等」がないのか？ ③ (a)のタイトルには「等」があるのに、上位ウのタイトルにはなぜ「等」	ご指摘いただきましたとおり、用語の使い分けが不明確であると分かりにくくなるため、 必要に応じて記載内容の整理を検討します。